

岩倉市日常生活用具給付等事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児（以下「障がい者等」という。）に対し、日常生活用具を給付又は貸与（以下「給付等」という。）することにより、日常生活の便宜を図り、もって障がい者等の福祉の増進に資するため、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 岩倉市日常生活用具給付等事業（以下「事業」という。）の実施主体は、岩倉市とする。ただし、用具の給付等を適切に実施できる者へ事業の一部を委託することができるとしてとする。

(用具の種目及び給付等の対象者)

第3条 納付等の対象となる用具の種目は、別表の「種目」欄に掲げる用具とし、その対象者は、岩倉市内に居住地を有する在宅の障がい者等で、同表の「対象者」欄に掲げる障がい者等又は岩倉市福祉事務所長（以下「福祉事務所長」という。）がこれに準ずる者として認めた者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）により、給付等の対象となる用具の貸与又は購入費の支給を受けられる場合
 - (2) 障がい者等及びその属する世帯の他の世帯員（当該障がい者等が法第4条第1項に規定する障害者である場合にあっては、その配偶者に限る。）のうちいずれかの者について、用具の給付等の申請のあった月の属する年度（用具の給付等の申請のあった月が4月から6月までの間にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額が46万円以上である場合
- 2 既に給付等を受けている用具と同一の用具の再交付にかかる申請については、前回の給付を受けた日から別表の耐用年数の欄に掲げる期間を経過していない場合は、原則として対象外とする。ただし、修理不能により用具の使用が困難となった場合又は操作機能の改善等により新たな機器の方が用具の使用効果が向上する場合は、再交付できるものとする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、用具の貸与の対象者は、所得税非課税世帯に属する者とする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、排泄管理支援用具については、在宅以外の者も給付等を受けることができるものとする。

(申請)

第4条 用具の給付等を受けようとする障がい者等又はその保護者（配偶者、親権を行う者、後見人その他の者で障がい者等を現に保護する者をいう。以下同じ。）（以下「申請者」という。）は、日常生活用具給付（貸与）申請書（様式第1）を福祉事務所長に提出するものとする。

(調査)

第5条 福祉事務所長は、前条の規定による申請があったときは、必要な調査等を行い、日常生活用具給付（貸与）調査書（様式第2）を作成し、給付等の要否を決定するものとする。

(決定)

第6条 福祉事務所長は、前条の調査により用具の給付等を決定したときは、日常生活用具給付（貸与）決定・却下通知書（様式第3）により申請者に通知するものとする。

- 2 福祉事務所長は、前項の規定により用具の給付等を決定したときは、日常生活用具給付（貸与）券（様式第4。以下「給付券」という。）を申請者に交付するものとする。

(用具の給付)

第7条 前条第1項の規定により用具の給付の決定を受けた申請者（以下「給付決定者」という。）は、福祉事務所長が契約を結ぶ用具納入業者（以下「業者」という。）に給付券を提出して用具の給付を受けるものとする。

(用具の貸与)

第8条 第6条第1項の規定により用具の貸与の決定を受けた申請者（以下「貸与決定者」）は、福祉事務所長と貸借の契約を締結し、用具の貸与を受けるものとする。

- 2 前項の規定による用具の貸与の期間は、貸与決定の日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、貸与期間が満了する日までに福祉事務所長が貸与取消しの決定を行わないときは、1年間その期間を延長するものとし、その後において期間が満了するときもまた同様とする。

(費用の負担)

第9条 納付決定者と貸与決定者（以下「納付等決定者」という。）は、当該用具の納付等に要する費用の一部を業者に直接支払うものとする。ただし、納付等決定者が全額支払った場合については、日常生活用具支払請求書（様式第5）により、福祉事務所長に償還を請求するものとする。

2 前項の規定により支払う額（以下「自己負担額」という。）は、法に基づく補装具費の支給の例によるものとする。

（業者への支払）

第10条 福祉事務所長は、業者から請求があったとき（納付の場合は、納付券を添付して）は、用具の納付等に要した費用から自己負担額を控除した額（以下「公費負担額」という。）を支払うものとする。この場合において、公費負担額は、別表の「基準額」の欄に定める額を限度額とする。

（貸与の取消し）

第11条 福祉事務所長は、用具の貸与を受けた者（以下「用具貸与者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、貸与を取り消すものとする。

- (1) 第3条の規定による対象者でなくなったとき。
- (2) 障がい者等が死亡したとき。

2 福祉事務所長は、前項の規定による取消しを行うときは、日常生活用具貸与取消通知書（様式第6）により用具貸与者に通知するものとする。

（譲渡等の禁止）

第12条 納付等決定者は、当該用具を納付等の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保の用に供してはならない。

（費用及び用具の返還）

第13条 福祉事務所長は、虚偽その他不正な手段により用具の納付等の助成を受けた者があるとき、又は用具の納付等を受けた者が前条の規定に反したときは、当該用具の納付等に要した費用の全部若しくは一部又は当該用具を返還させることができる。

（排泄管理支援用具の特例）

第14条 福祉事務所長は、障がい者等の申請の手続きの利便を考慮し、排泄管理支援用具については、次のとおり給付券を一括交付することができるものとする。

- (1) 暦月を単位として2月ごとに給付券1枚を交付すること。

(2) 別表の基準額（月額）の範囲内で1月に必要とする排泄管理支援用具に相当する額の2倍（2月分）の額を給付券1枚に記載して交付すること。

(3) 給付券は、申請1回につき3枚まで一括交付すること。

(台帳の整備)

第15条 福祉事務所長は、用具の給付等の状況を明確にするため、岩倉市日常生活用具給付（貸与）台帳（様式第7）を整備するものとする。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年3月16日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

(岩倉市重度身体障害者日常生活用具給付等実施要綱等の廃止)

2 岩倉市重度身体障害者日常生活用具給付等実施要綱及び岩倉市重度障害児・者日常生活用具給付事業実施要綱は廃止する。

(委託業者の特例)

3 平成18年9月30日までに、岩倉市重度身体障害者日常生活用具給付等実施要綱及び岩倉市重度障害児・者日常生活用具給付事業実施要綱に基づき、市と委託契約を締結している業者については、平成18年10月以降も委託契約しているものとみなす。

(経過措置)

4 この要綱の施行の際、現に廃止前の岩倉市重度身体障害者日常生活用具給付等実施要綱及び廃止前の岩倉市重度障害児・者日常生活用具給付実施要綱の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この要綱の施行後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱の規定による改正前の岩倉市日常生活用具給付等事業実施要綱の規定の適用を受けて紙おむつ等の支給を受けている者のうち、この要綱の規定による改正後の岩倉市日常生活用具給付等事業実施要綱（以下「新要綱」という。）に規定する紙おむつ等の対象者に該当しないこととなるものについては、引き続き市内に居住地を有する在宅の障がい者等である間は、新要綱に規定する紙おむつ等の対象者とみなす。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条、第10条関係）

種別	種目	対象者	性能	基準額	耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台	<ul style="list-style-type: none"> ・下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい者（児） ・難病患者等で、寝たきりの状態にある者 	<ul style="list-style-type: none"> ・腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの 	154,000円	8年
	特殊マット	<ul style="list-style-type: none"> ・下肢又は体幹機能障がい1級で、常時介護を必要とする身体障がい者（身体障がい児の場合は2級を含む。）及び重度又は最重度の知的障がい者（児）。ただし、原則として3歳以上の者 ・難病患者等で、寝たきりの状態にある者 	<ul style="list-style-type: none"> ・<small>じくそう</small>褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの 	19,600円	5年
	特殊尿器	<ul style="list-style-type: none"> ・下肢又は体幹機能障がい1級で、常時介護を要する身体障がい者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者 ・難病患者等で、自力で排尿できない者 	<ul style="list-style-type: none"> ・尿が自動的に吸引されるもので、身体障がい者等又は介護者が容易に使用し得るもの 	67,000円	5年
	入浴担架	<ul style="list-style-type: none"> ・下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい者（児）で、入浴に当たり家族等他人の介助を要する者に限る。ただし、原則として3歳以上の者 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者（児）を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの 	82,400円	5年
	体位変換器	<ul style="list-style-type: none"> ・下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい者（児）で、下着交換等に当たり家族等他人の介助を要する者。ただし、原則として学齢児以上の者 ・難病患者等で、寝たきりの状態にある者 	<ul style="list-style-type: none"> ・介助者が身体障がい者等の体位を変換させてのに容易に使用し得るもの 	15,000円	5年
	移動用リフト	<ul style="list-style-type: none"> ・下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい者（児）。ただし、原則として3歳以上のもの ・難病患者等で、下肢又は体幹機能に障 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護者が身体障がい者等を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うもののを除く。 	159,000円	4年

		がいのある者			
	訓練いす	・下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい児で、原則3歳以上の者	・原則として付属のテーブルを付けるものとする。	33,100 円	5年
	訓練用ベッド	・下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい児で、原則学齢児以上の者 ・難病患者等で、下肢又は体幹機能に障がいのある者	・腕又は脚の訓練等できる器具を備えたものの	159,200 円	8年
自立生活支援用具	入浴補助用具	・下肢又は体幹機能に障がいを有する身体障がい者（児）で、入浴に介助を必要とする者。ただし、原則として3歳以上の者 ・難病患者等で、入浴に介助を要する者	・入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、身体障がい者等又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	90,000 円	8年
	便器	・下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者 ・難病患者等で、常時介護を要する者	・身体障がい者等が容易に使用し得るもの（手すり付きのものを含む）。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	手すり無 4,450 円 手すり付 9,850 円	8年
	T字状・棒状のつえ	・平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がい3級以上の身体障がい者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	・身体障がい者（児）が容易に使用し得るもの	4,460 円	4年
	移動・移乗支援用具	・平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有する身体障がい者（児）で、家庭内の移動等において介助を必要とする者 ・難病患者等で、下肢が不自由な者	・おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 身体障がい者等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	60,000 円	8年
	頭部保護帽	・平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障がいを有し、歩行や立位が不安定で頻繁に転倒する恐れのある身体障がい者（児）。 ・重度又は最重度の知的障がい者（児）	・ヘルメット型で歩行が困難な者が転倒の際に頭部を保護できる機能を有するもの。 ア スポンジ及び革を主材料としているもの	ア 15,200 円 イ 36,750 円	3年

	若しくは精神障がい者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者	イ スポンジ、革及びプラスチックを主材料としているもの		
特殊便器	<ul style="list-style-type: none"> ・上肢障がい2級以上の身体障がい者（児）又は重度若しくは最重度の知的障がい者（児）で、訓練を行っても自力での排便後の処理が困難な者。ただし、原則として学齢児以上の者 ・難病患者等で、上肢機能に障がいのある者 	<ul style="list-style-type: none"> ・足踏みペダルで温水温風を出し得るもの。知的障がい者（児）を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。 	151,200円	8年
火災警報器	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい等級2級以上の身体障がい者（児）又は重度若しくは最重度の知的障がい者（児）で、それぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難な者。ただし、火災発生の感知及び避難が著しく困難な者のみの世帯又はこれに準ずる世帯 	<ul style="list-style-type: none"> ・室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの 	15,500円	8年
自動消火器	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい等級2級以上の身体障がい者（児）、重度若しくは最重度の知的障がい者（児）又は難病患者等で、それぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難な者。ただし、火災発生の感知及び避難が著しく困難な者のみの世帯又はこれに準ずる世帯 	<ul style="list-style-type: none"> ・室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの 	28,700円	8年
電磁調理器	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がい2級以上の視覚障がい者で、視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯又は重度若しくは最重度の知的障がい者で知的障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯 	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がい者又は知的障がい者が容易に使用し得るもの 	41,000円	6年
歩行時間延長信号機用小型送信機	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がい2級以上の身体障がい者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者 	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの 	7,000円	10年
聴覚障がい者用	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障がい2級以上の聴覚障がい者（児）で、聴覚障がい者（児）のみの 	<ul style="list-style-type: none"> ・音、聲音等を視覚、触覚等により知覚できるもの 	87,400円	10年

	屋内信号装置	世帯及びこれに準ずる世帯			
在宅療養等支援用具	透析液加温器	・腎臓機能障がい3級以上の身体障がい者(児)。ただし、原則として3歳以上の者	・透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500円	5年
	ネブライザー(吸入器)	・呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の身体障がい者(児)で、必要と認められる者 ・難病患者等で、呼吸器機能に障がいのある者	・身体障がい者等が容易に使用し得るもの	36,000円	5年
	電気式たん吸引器			56,400円	5年
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメータ一)	・呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の身体障がい者(児)で、必要と認められる者 ・難病患者等で、人工呼吸器の装着が必要な者	・呼吸状態を断続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、身体障がい者等が容易に使用し得るもの	157,500円	5年
	自家発電機	・呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の身体障がい者(児)で、必要と認められる者 ・難病患者等で、人工呼吸器又は酸素濃縮器の使用が必要な者	・AC100V(正弦波)の出力ができ、人工呼吸器用のバッテリー等を充電できるもの	100,000円	10年
	人工呼吸器用バッテリー	・呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の身体障がい者(児)で、必要と認められる者 ・難病患者等で、人工呼吸器の使用が必要な者	・使用している人工呼吸器の専用バッテリー(充電器、インバーター等を含む。)であるもの	100,000円	5年
	外部バッテリー又はポータブル電源	・呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の身体障がい者(児)で、必要と認められる者 ・難病患者等で、ネブライザー(吸入器)、電気式たん吸引器又は酸素濃縮器の使用が必要な者	・AC100V(正弦波)の出力ができ、使用する医療機器の消費電力(W)に対応できるもの	50,000円	5年
	酸素ボンベ運搬車	・医療保険における在宅酸素療法を行う身体障がい者(児)	・身体障がい者(児)が容易に使用し得るもの	17,000円	10年

	視覚障がい者用 体温計（音声式）	・視覚障がい2級以上の視覚障がい者（児）で、視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯。ただし、原則として学齢児以上の者	・視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの	9,000円	5年
	視覚障がい者用 体重計			18,000円	5年
情報・意 思疎通 支援用 具	携帯用会話補助 装置	・肢体不自由又は音声機能若しくは言語機能障がいであって、発声・発語に著しい障がいを有する身体障がい者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	・携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、身体障がい者（児）が容易に使用し得るもの	98,800円	5年
	情報・通信支援用 具	・上肢機能障がい2級又は視覚障がい2級以上の身体障がい者（児）	・障がい者向けのパーソナルコンピュータ一周辺機器や、アプリケーションソフト 上肢機能障がい者（児）…インテリキー、ジョイスティック等 視覚障がい者（児）…画面拡大ソフト、画面音声化ソフト等	100,000円	6年
	点字ディスプレ イ	・視覚障がい1級又は視覚障がい及び聴覚障がいの重度重複障がいを有する（原則として視覚障がい2級かつ聴覚障がい2級以上）身体障がい者で、必要と認められる者	・文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの。	383,500円	6年
	点字器	・視覚障がい2級以上の視覚障がい者（児）。原則として学齢児以上の者	・視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの (1)標準型 ア 両面書真鍮板製 イ 両面書プラスチック製 (2)携帯用 ア 片面書アルミニューム製 イ 片面書プラスチック製	(1)標準型 ア 10,400円 イ 6,600円 (2)携帯用 ア 7,200円 イ 1,650円	7年 5年

点字タイプライター	・視覚障がい2級以上の視覚障がい者(児)で、就労若しくは就学している者又は就労が見込まれる者	・視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの	63,100円	5年
視覚障がい者用ポータブルレコーダー	・視覚障がい者2級以上の視覚障がい者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者	・音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの	再生専用機 35,000円 録音再生機 85,000円	6年
視覚障がい者用活字文書読上げ装置	・視覚障がい者2級以上の視覚障がい者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者	・文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの	99,800円	6年
視覚障がい者用読書器	・視覚に障がいを有する視覚障がい者(児)で、本装置により文字等を読むことが可能になる者。ただし、原則として学齢児以上の者	・画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの ・撮像した活字を文字として認識し、音声信号に変換して出力するもの	198,000円	8年
視覚障がい者用時計	・視覚障がい2級以上の視覚障がい者(児)。音声時計は、手指の触覚に障がいがある等のため、触読式時計の使用が困難な者を原則とする。ただし、原則として学齢児以上の者	・視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの	触読式 10,300円 音声式 13,300円	10年
聴覚障がい者用通信装置	・聴覚障がい又は発声・発語に著しい障がいを有するために、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる聴覚障がい者(児)等とする。ただし、原則として学齢児以上の者	・一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、聴覚障がい者(児)等が容易に使用できるもの	71,000円	5年
聴覚障がい者用	・聴覚障がい者(児)で、本装置により	・字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者	88,900円	6年

	情報受信装置	テレビの視聴が可能になる者	(児) 用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者(児)向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの		
人工喉頭	・喉頭摘出者		・笛式 呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの	笛式 5,150 円	4年
			・電動式 顎下部等にあてた電動板を振動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	電動式 72,203 円	5年
福祉電話(貸与)	・聴覚又は音声機能若しくは言語機能に障がいを有する聴覚障がい者等又は外出困難な身体障がい者(原則として2級以上)で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者又はファックス被貸与者。ただし、聴覚障がい者等又は身体障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯		・聴覚障がい者等又は身体障がい者が容易に使用し得るもの	新規設置 83,300 円 回線切換のみ 2,000 円	—
ファックス(貸)	・聴覚又は音声機能若しくは言語機能障		・聴覚障がい者等が容易に使用し得るもの	7,700 円	—

	与)	がい3級以上の聴覚障がい者等で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者。ただし、電話(福祉電話を含む。)によるコミュニケーション等が困難な聴覚障がい者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯			
	視覚障がい者用ワードプロセッサー(共同利用)	・視覚障がい者(児)で、就労若しくは就学している者又は就労が見込まれる者	・編集、校正機能を持ち、日本点字表記法に基づき、入力した文章を自動的に点字変換が可能で点字プリンターとの連動により点字文書の作成及び音声化ができるもの	1,030,000円	—
	点字図書	・情報の入手が点字による視覚障がい者	・月刊や週刊等で発行される雑誌を除く。年間6タイトル、又は24巻を限度とする。	点字図書の価格	—
排泄管理支援用具	ストーマ装具	・人工肛門又は人工ぼうこう造設者	・消化器系 低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型でラテックス製又はプラスチックフィルム製の収納袋	月額8,858円	—
			・尿路系 低刺激性の粘着剤を使用した密封型のラテックス製又はプラスチックフィルム製の収納袋で尿処理用のキャップ付のもの	月額11,639円	—
	紙おむつ等	3歳以上の者で次のいずれかに該当する者 ①ストーマの著しい変形等によりストーマ装具の使用が困難な者 ②二分脊椎等先天性疾患(先天性鎖肛を除く。)に起因する神経障がいによる高度の排便又は排尿機能障がいを有する者 ③先天性鎖肛に対するこう門形成術に起因する高度の排便機能障がいのあるあ	・紙おむつ、洗腸用具、サラシ・ガーゼ等衛生用品	月額12,000円	—

	<p>る者 ④運動機能障がいを有する者かつ意思表示困難者であって、次のいずれにも該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 障がいの原因となった疾病等の発生時期が6歳未満（未就学児を含む。）であった者 2. 言語に限らずあらゆる方法によっても、排尿又は排便の意思表示ができないもの 			
収尿器	<ul style="list-style-type: none"> ・高度の排尿機能障がいを有する者 	<ul style="list-style-type: none"> ・採尿器とストーマ装具（尿路系）で構成し、尿の逆流防止装置をつけるもの 	男性用 普通型 7,700 円 簡易型 5,700 円 女性用 普通型 8,500 円 簡易型 5,900 円	—

(注)

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいの場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障がいに準じ取り扱うものとする。
- 2 聴覚障がい者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障がい者用目覚時計、聴覚障がい者用屋内信号灯を含む。
- 3 等級の表記がないものは原則として、対応する障がい者手帳を所持することを条件とする。
- 4 自家発電機、人工呼吸器用バッテリー及び外部バッテリー又はポータブル電源については、医療保険の適用となるものを除く。

様式第1（第4条関係）

日常生活用具給付（貸与）申請書	
年月日	
岩倉市福祉事務所長 殿	
居住地	
申請者 氏名	
対象者との続柄	
電話番号	
給付	
次により日常生活用具 を申請します。	
貸与	

また、用具の給付・貸与の申請に係る所得の調査のため、私とその家族の課税情報等を確認することに同意します。

記

対象者	氏名			生年月日	年月日生	
	居住地					
	障がい者手帳		第		号	年月日交付
	障がい名				障がい等級	
世帯状況	氏名	対象者との続柄	生年月日	備考（対象者に対する介護の状況等）		
給付（貸与）を希望する理由				住まいの状況	1	自宅
給付（貸与）を受けたい用具の名称					2	借家（貸主の諾・否）
給付（貸与）上、特に希望する事項						希望する形式規模等
該当する所得区分	生活保護・（低所得1・低所得2）・一般・一定所得以上					
生活保護への移行予防措置に関する認定	<input type="checkbox"/> 生活保護への移行予防（定率負担減免措置）を希望します。					
備考						

注 1 この申請書には、次の書類を添付すること。

- (1) 納付又は貸与を希望する用具の見積書
- (2) 納付又は貸与を希望する用具のカタログ等の型式・仕様等の確認ができるもの
(ストーマ用装具・紙おむつは除く。)
- 2 様式中、納付又は貸与の字句は、不要の方を抹消すること。

様式第2（第5条関係）

日常生活用具給付（貸与）調査書												
(1) 申請書受付番号 及び受理年月日			第 号			(2) 申請者氏 名		(3) 対象者との 続柄				
			年	月	日							
(4) 対象者	氏 名						生年月日		年 月 日			
	居住地											
	障がい者 手帳番号	第	号	障がい名					障がい等級			
(5) 世帯状況	氏 名			対象者との 続柄	市民税均等割		市民税所得割		市民税非課税者収入状況等		備 考	
											円	
											円	
											円	
											円	
(6) 世帯区分		該当区分		1. 生活保護 2. 低所得1 3. 低所得2 4. 一般 5. 一定所得以上								
(7) 住いの 状況	1	自 宅		(8) 給付（貸与）後 の介護の状況 (貸主の諾・否)								
	2	借 家										
(9) 給付（貸与）の 要・否			1 要	要否の理由								
			2 否									
(10) 給付（貸与）す る用具名（型）			予 定 価 格			申請者が支払うべき額			公費負担予定額			
			円			円			円			
* 取付助成の 要・否			1 要	要否の理由								
			2 否									
* 取付工事の内容												
* 工 事 概 算 額				* 申請者が支払うべき額	* 助 成 予 定 額							
				円	円							
(14) その他特記事項												
年 月 日 調査員 氏名												

注 1 給付又は貸与の字句は不要の方を抹消すること。

2 貸与の場合は、(12)・(13)欄は不要であること。

3 * 欄は、取付費助成（給付に限る）の申請があった場合、調査し記入すること。

様式第3（第6条関係）

日常生活用具給付（貸与）決定・却下通知書
年　月　日
様
岩倉市福祉事務所長
印

先に申請のありました日常生活用具につきましては、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

給付番号	第号	給付決定年月日	年月日
対象者氏名		障害者手帳番号	第号
給付する用具名 (形式規模等を含む)			
納入業者名			
住所	電話		
価格	円		
給付等決定者等が支払うべき金額	円	公費負担額	円
注意事項	1	日常生活用具の給付等には、費用の一部を業者に直接支払うことを条件に給付されるものでありますから、支払うこととされた額については、速やかに支払って下さい。	
	2	給付等された用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付又は担保に供したりすることは、固く禁じられています。	
	3	2に違反した場合には、当該給付等に要した費用の全部又は一部を返還してもらうことがあります。	

2却下

理由	
----	--

不服申立ておよび取消訴訟

1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岩倉市長に対し審査請求することができます。

2 この処分について不服があるときは、1の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岩倉市を被告として（訴訟において岩倉市を代表する者は、岩倉市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、前項の審査請求をしたときは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第4（第6条関係）

日常生活用具給付（貸与）券				
1 納入業者番号	第 号	2 納入年月日	年 月 日	
3 対象者氏名		4 生年月日	年 月 日	
5 居住地				
6 納入業者等決定者等		7 対象者との続柄		
8 納入業者等する用具名 型式・規模等		9 價格		
10 納入業者等決定者等 が支払う額		11 公費負担額		
12 納入業者名				
13 納入業者住所			電話	
14 この給付券の有効期限				
納入業者等決定者等が 業者に提示する期限	年 月 日	業者の公費支払 請求期限	年 月 日	
上記のとおり決定する。				
年 月 日				
岩倉市福祉事務所長 印				
15 業者の用具 納入・取付の日	年 月 日	16 納入業者等 決定者等より受領した額		
17 納入業者名及び 受領年月日	業者名			
	受領年月日	年 月 日		
18 用具受領者氏名		19 検収者	職名	
			氏名	
20 その他特記事項				
注	本表は、1～14、19、20は市、15～17まで納入した業者が、18は受領者が記入すること。			

様式第5（第9条関係）

日常生活用具支払請求書（償還払い）

年　月　日

岩倉市福祉事務所長 殿

住 所

氏 名

年　月　日付け 第 号で決定を受けた日常
生活用具（ ）の引渡しを受け、別紙領収書のとおり支払
いましたので、下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

《振込先》

金融機関名	銀行	本店
	信用金庫	支店
	農協	
口座の種類	普通・当座	口座番号
フリガナ		
口座名義人		

※添付書類

- ・領収書
- ・日常生活用具給付券

様式第6（第11条関係）

日常生活用具貸与取消通知書

年 月 日

様

岩倉市福祉事務所長

印

岩倉市日常生活用具給付等事業実施要綱第11条の規定により、下記のとおり通知します。

記

貸与番号	第 号	貸与取消 年月日	年月日
対象者氏名		障がい者 手帳番号	第 号
貸与用具名 (形式規模等を含む)			
取消理由			
注意事項	貸与用具については、岩倉市福祉事務所長の指示に従い速やかに返還してください。		

不服申立て及び取消訴訟

- この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岩倉市長に対し審査請求をすることができます。
- この処分について不服があるときは、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岩倉市を被告として（訴訟において岩倉市を代表する者は、岩倉市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、前項の審査請求をしたときは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第7（第15条関係）

岩倉市日常生活用具給付（貸与）台帳